

広報

吉野川北岸農業用水

No.66 (3/2022)



みどり
水里ネット

吉野川北岸

水と土と人をつ結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp/>



善入寺島のひまわり畑

主な内容

✿ 理事長挨拶	2
✿ 総代選挙の結果について	3
✿ 臨時総代会開催・役員名簿・第50回通常総代会開催	4
✿ 令和2年度決算・令和4年度予算	5
✿ 令和3年度吉野川北岸用水の配水管理について	6
✿ 国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について	7
✿ 防災情報ネットワーク事業について	8
✿ 吉野川北岸用水の通水停止等について	9
✿ 事務局からのお知らせ	10
✿ よくあるご質問	11
✿ 吉野川北岸土地改良区の取組み	12



理事長挨拶

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の方々には、日頃より当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症」ですが、一時期は感染者数が減少し、社会経済活動が徐々に再開され、普通の日常を取り戻しつつあるように思われましたが、昨年末からこれまでよりも感染力の強い「オミクロン株」の猛威が全国に拡大し、対策に追われる厳しい状況が続いております。組合員の皆様には、ご自身とご家族を守り、また周囲の大切な方々を守りながら、健やかな日々を過ごせるよう、皆様一人一人が新型コロナウイルスの感染防止や拡大阻止のためにできることを今一度確認して、コロナ禍を乗り越えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」ですが、昨年度に当土地改良区の長年にわたる大きな課題である「用水対策」・「老朽化対策」・「耐震対策」の実施に向け、皆様のご協力により、同意徴集などの土地改良法に基づく手続きを終え、事業着手することができました。

そして、いよいよ今年度より「4月・5月の用水量不足」への対策として、「金清調整池の拡張工事」のための地元説明会や用地立会が行われました。毎年、組合員の皆様や地元土地改良区および水利組合の役職員の皆様には、「隔日給水」の実施により大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後、「調整池の拡張や設置」を順次進め、必要な「用水量」を確保し、「隔日給水」の解消に向けて取り組んで参りますので、ご理解・ご協力を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、「老朽化対策」としての「ゲートの改修」や「水路の補修」等の工事の実施により、「通水停止」の期間が大幅に増え、皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、地域にとって大事な財産である「吉野川北岸用水」を今後も「安心・安全な施設」として利用するため、「通水停止」の期間が必要であることをご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

当土地改良区としましては、今後も適切な「配水管理」や「施設の維持管理」に取り組むとともに、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」の着実な推進に、国・県・市町のご協力を得ながら役職員一同しっかりと取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」により、先行きの見えない日々が続く、普通の日常が送れないことに焦る気持ちを持つこともあるかと思いますが、正しい情報を得ながら落ち着いて行動していただき、健康にも十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。





総代選挙の結果について



任期満了に伴う令和3年4月7日の総代選挙において、次の方々が当選されました。

総代定数 80名

任 期 4年間 自 令和3年5月1日 至 令和7年4月30日

(敬称略)

選挙区	地 区	氏 名	選挙区	地 区	氏 名
1 区	三好市 池田町 三好郡 東みよし町	伊 丹 喜 一 大 谷 通 米 本 武 文 真 鍋 邦 昭	5 区	阿波市 阿波町	竹 内 政 幸
			6 区	阿波市 市場町	井 内 啓 志 福 家 光 章 渡 邊 俊 幸 瀬 野 和 男 木 津 文 夫 武 市 光 博 徳 山 雅 一 田 上 正 昭 平 岡 憲 市 瀬 尾 優 治 江 澤 敬 良 妹 尾 晃 量 太 田 義 文 堀 田 禎 正 伊 丹 正 義
2 区	三好市 三野町	長 谷 一 中 西 裕 小笠原 敏 行 北 原 英 雄 安 田 忠 利	7 区	吉野川市 川島町	明 石 貞 之 川 村 成 治
3 区	美馬市 美馬町	戸 島 利 義 宇 山 福 好 逢 坂 政 祀 西 岡 正 和 高 田 博 信 吉 本 博 義 平 尾 雄 志 佐 藤 剛 明			8 区
4 区	美馬市 脇町	佐 藤 賛 治 藤 田 和 男 田 所 良 郎 宇 民 利 明 河 野 耕 八 郎 藤 岡 由 信 佐 藤 信 行 松 本 和 明 河 野 弘 彦	9 区	阿波市 吉野町	大 倉 卓 夫 瀬 尾 利 正 大 串 正 芳 米 澤 敬 二
5 区	阿波市 阿波町	高 田 幸 政 黒 田 康 志 福 富 純 司 吉 田 稔 利 十 川 幸 文 新 藤 義 一 篠 原 二 三 関 敏 行 都 築 正 行 美 馬 秀 樹 吉 村 修 治 川 人 孝 史 坂 東 勝 宏 片 山 宏			10 区
			11 区	板野郡 板野町	近 藤 雅 彦 折 野 均

臨時総代会開催

令和3年5月21日、臨時総代会を開催し、新総代により総代会正副議長の互選と任期満了に伴う役員(理事、監事)の改選についてそれぞれ選任し、決定しました。総代会議長には阿波市阿波町 高田幸政氏、副議長に阿波市市場町 渡邊俊幸氏が選任されました。



役員名簿



現役員は次のとおりです。(令和4年3月現在)

理事定数 25名 監事定数 5名
任期 4年間 自 令和3年6月1日 至 令和7年5月31日

(敬称略)

役職名	地区	氏名	役職名	地区	氏名
理事長	員 外	寺井正 邇助	理事	阿波市阿波町	藤原茂 芳
副理事長	員 外	藤井正 助	理事	阿波市市場町	洙田豊 繁
副理事長	員 外	藤田元 治	理事	阿波市市場町	松本 勝
常務理事	員 外	檜垣幸 男	理事	阿波市市場町	阿部 正
理事	員 外	玉井孝 治	理事	阿波市市場町	小原 光
理事	員 外	松浦敬 治	理事	吉野川市川島町	前田 利
理事	三好市池田町	伊丹征 治	理事	阿波市土成町	片岡 夫
理事	三好郡東みよし町	井添伸 一	理事	阿波市土成町	兼松 英
理事	三好市三野町	北原正 二	理事	阿波市吉野町	高田 久
理事	美馬市美馬町	小笠 功	理事	板野郡上板町	高佐 司
理事	美馬市美馬町	藤原和 夫	理事	板野郡板野町	佐伯 勉
理事	美馬市脇町	蔭山泰 章	総括監事	員 外	篠原 啓
理事	美馬市脇町	三宅仁 平	第1監事	美馬市美馬町	都築 恒
理事	阿波市阿波町	三橋吉 博	第2監事	阿波市吉野町	笠井 一
理事	阿波市阿波町	林 正 二	第3監事	三好郡東みよし町	大谷 由
			第4監事	阿波市阿波町	武澤 守

第50回通常総代会開催

令和4年3月17日、第50回通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されている状況を鑑み、議決方法については「書面議決」とし、少人数での開催となりました。

提案された議案は次のとおりで、慎重に審議された結果、全議案を原案どおり可決決定いたしました。

- 議案 第1号議案 第50回通常総代会における議決権の行使について
- 議案 第2号議案 令和2年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産目録の承認について
- 議案 第3号議案 規約、諸規程の一部改正及び制定について
- 議案 第4号議案 令和3年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議案 第5号議案 令和4年度事業計画について
- 議案 第6号議案 令和4年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案 第7号議案 維持管理経常賦課金の賦課徴収及び加入金について
- 議案 第8号議案 地区除外決済金の徴収について
- 議案 第9号議案 役員報酬について
- 議案 第10号議案 取引金融機関の指定について
- 議案 第11号議案 一時借入金について
- 議案 第12号議案 財政調整積立資産の繰替運用について
- 議案 第13号議案 役員(理事)の補欠選任について

令和2年度決算

◆一般会計収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 賦 課 金	167,986,832	1. 事 務 所 費	77,781,748
2. 補 助 金	15,680,000	2. 総 代 選 挙 費	362,618
3. 雑 収 入	2,741,436	3. 事 業 費	35,872,036
4. 繰 入 金	1,839,264,143	4. 維 持 管 理 費	61,790,893
5. 繰 越 金	17,591,821	5. 分 担 金	0
		6. 償 還 金	140,632
		7. 繰 出 金	21,430,000
		8. 基本財産積立支出	77,960,356
		9. 特定資産積立支出	1,750,917,010
		10. 予 備 費	0
計	2,043,264,232	計	2,026,255,293

差引額(令和3年度へ繰越) 17,008,939

◆特別会計収支決算

(単位：円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	差 引 額
基本財産積立金	1,188,082,019	1,188,082,019	0
転用決済金	612,786,979	612,786,979	0
職員退職給与積立金	38,869,678	38,869,678	0
維持管理費預託金	2,397,139	2,397,139	0
発電事業費	2,052,777	2,052,777	0

「特別会計基本財産積立金」、「特別会計転用決済金」及び「特別会計職員退職給与積立金」で扱う資金については、令和3年度以降一般会計の中で会計処理を行うため、令和2年度において会計統合処理(繰出・繰入)を行いました。また、「特別会計維持管理費預託金」については令和2年度で会計を終了しました。

◆財産目録

(単位：円)

資 産		負 債	
1. 流 動 資 産	77,393,030	1. 流 動 負 債	
2. 有 形 固 定 資 産	181,442,853	未払金、預り金	58,120,171
3. 無 形 固 定 資 産	1,089,366,882	2. 固 定 負 債	
4. 基 本 財 産	77,960,356	借 入 金	0
5. 特 定 資 産	1,752,517,010	引 当 金	38,869,678
6. そ の 他 資 産	5,103,950	計	96,989,849
計	3,183,784,081		

令和3年3月31日現在

令和4年度予算

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目(款)	一般会計	発電事業費 特別会計	科 目(款)	一般会計	発電事業費 特別会計
土地改良事業収入	190,100,000		土地改良事業費支出	61,570,000	
附帯事業収入	750,000		一般管理費支出	82,830,000	
基本財産運用収入	20,000		補助金支出	20,210,000	
特定資産運用収入	2,080,000	10,000	固定資産取得支出	3,010,000	
補助金等収入	13,800,000		基本財産積立支出	20,000	
雑 収 入	3,060,000	10,000	特定資産積立支出	46,980,000	300,000
基本財産取崩収入	10,000		雑 支 出	480,000	
特定資産取崩収入	10,040,000	10,000	他会計繰出額	10,000	330,000
他会計繰入金	330,000	10,000	繰 越 金	15,080,000	
繰 越 金	15,000,000		予 備 費	5,000,000	
発電事業収入		900,000	発 電 事 業 費		310,000
収入合計	235,190,000	940,000	支出合計	235,190,000	940,000

令和3年度 吉野川北岸用水の配水管理について

今年度のかんがい期(4月から10月)の配水管理については、春先から好天が続いたことで、阿波市より下流の地域では例年よりも早く水稻の作付けが行われたところもありました。そのため、4月中頃から用水量が増え、一時的に幹線水位が低下することもありました。

その後、四国地方で観測史上最速となる5月15日での梅雨入りが発表され、一転して雨天続きとなったことで用水の使用量は落ち着き、「四国の水がめ」である早明浦ダムの貯水率も100パーセントになりました。四国地方は7月19日に梅雨明けとなりましたが、その頃には用水の使用量がピークとなり、早明浦ダム貯水量も減少していきました。7月14日には早明浦ダム貯水率が65パーセントまで減ったため、吉野川の第1次取水制限が開始されました。これに伴い北岸用水でも取水量の一部カットを行いました。その後、台風9号の到来などの降雨により早明浦ダムの貯水量がある程度回復したため、8月11日に取水制限は全面解除となりました。

10月以降の非かんがい期には、北岸用水の「用水、老朽化、耐震」の各対策を目的とした「国営吉野川北岸二期土地改良事業」の工事・調査が本格的に開始されました。なお、幹線水路施設の工事を行うため、工事の実施状況に伴い複数回の通水停止が必要となりました。通水停止の際には、組合員の皆様大変ご迷惑をおかけすることになりますが、今後とも非かんがい期の工事の実施に伴う通水停止に対してご理解ご協力をよろしくお願い致します。



今後実施する機器更新工事のため、機能診断調査が行われました。(池田取水工)



幹線水路内の工事の様子。工事区間に設置した仮設水路で通水をしなが、工事が行われました。(三好市池田町)

台風等による吉野川増水時の対応について

池田取水工は、池田ダムの上流約200メートルの左岸側にある、吉野川の水を北岸用水幹線水路に取り入れるための施設です。

6月から9月中頃までは、通常毎秒10トンを超える取水をしていますが、台風等による吉野川の増水時は、上流域から濁流と流木等の塵芥が池田取水工の周辺に多く流れてきます。施設の保護のため、河川増水時は、通常時よりも取水ゲートを閉めて取水量を最小限にし、濁流と塵芥が取水工に入らないようにしています。

台風通過後に天候が回復した後も、吉野川の濁流、流木等の流下はしばらく続くので、吉野川からの取水は、河川状況を確認しつつ、数日かけて段階的に取水量を増やしていくようにしています。そのため、天候回復後すぐに用水を使う際に、幹線水路内に十分な水が無いことで、水が出にくいこともありますが、用水施設の維持・管理のため、やむを得ないことであるということをご理解いただきますようお願い致します。



池田ダム上流にある北岸用水 池田取水工



吉野川増水時に池田取水工の除塵施設前に漂着した流木などの塵芥

事業紹介

～現在、次の工事が国により行われています～



国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について

【令和3年度】

令和3年度は、昨年度の事業着工後初となる工事に着手し、伊沢谷チェック工、伊勢チェック工の2箇所の水位調整ゲート施設について、改修工事を実施中です。この改修により、小流量時の不安定な動作を解消するとともに、塗装替えなどの維持管理軽減を図ります。

また、次年度以降実施予定の池田取水工改修工事のための実施設計を実施しています。



伊勢チェック工



伊沢谷チェック工

【令和4年度】

令和4年度は、金清調整池拡張工事早期着工に向け、用地買収、発注手続きなどを進めます。

また、令和3年度に引き続き、大久保谷、遠光、市場のチェック工改修工事を実施するとともに、池田取水工改修工事を実施する予定です。

【最後に】

工事実施の際は、長期間の断水を回避するため仮設水路を設置するなどの対応をとっているところですが、通水切替の際は一定期間の断水が必要となります。断水については、組合員の皆様にご不便をおかけしているところですが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご期待にお応えできるよう、事業所職員は一丸となり、事業の着実な推進、早期効果発現に向けて努力してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所
工事課長 伊藤 秀明
徳島県阿波市阿波町東原173-1
阿波市阿波地域交流センター2階
電話：0883-35-6022

防災情報ネットワーク事業 吉野川北岸地区水管理施設改修工事 用水管理の合理化、異常時の迅速な対応、管理費節減を支援

中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所

○事業概要（防災情報ネットワーク事業）

吉野川北岸地区の「水管理システム」について、防災、減災、国土強靱化のための緊急対策として非常時においても機能を確保するため必要な整備を実施しており、令和4年3月に完成します。

○水管理システムの役割《用水管理の円滑かつ効率化》

- ・ 各施設における水位や流量データを中央管理所に集約することで、現地に駆けつけることなく水管理が可能になります。
- ・ 水位、流量情報をもとにゲートやバルブの開閉を遠方操作、自動制御することで水量を調整し用水の適正、公平配分など効率的な水管理が可能になります。
- ・ 洪水、渇水時の異常水位や故障等をリアルタイムで把握することができ、ゲート・バルブ設備を迅速に操作することができます。



中央管理所（更新前）



中央管理所（更新後）

※ICT(情報通信技術)を活用し通信回線を見直し、また、最新のシステムを導入することで、経費の節減等を実現しています。

○水管理システムの機能《地区全体を監視・制御》



- ・ 水管理システムは、対象施設の水位、流量、ゲート・バルブ開度、故障等を監視できます。また、設定された警報水位に達した場合、水位は赤字表示となり、機器異常が生じた場合は、施設のマークが赤表示されます。
- ・ 施設監視画面から操作する施設を選択すると操作画面に移り、操作したいゲート、バルブ等を選択し、開度指定による操作や、遠方からの開閉操作を行うことができます。

○子局(22ヶ所)更新・耐震性能の向上



子局（更新前：ブロック造）



子局（更新後：ALC組立局舎）

※極めて希に発生する大地震に対しても継続的に機能を確保できるように耐震性を向上させています。

最後に、工事の実施に当たり、吉野川北岸用水の通水停止にご協力いただき、感謝申し上げます。

吉野川北岸用水の通水停止等について

中国四国農政局及び吉野川北岸土地改良区では、吉野川北岸用水を事故なく継続的に利用するため、水利用の少ない秋冬期に断水を伴う工事を行ってきましたが、令和3年度より『国営吉野川北岸二期土地改良事業』の工事も加わり、今年度は従来よりも北岸用水の通水停止回数が多くなり、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

令和4年度以降につきましても、通水停止を伴う工事が予定されております。その間は水の使用ができなくなり、皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

通水停止の日程

令和4年4月11日(月)～4月14日(木)

通水開始時は、数時間程度給水栓から濁水が出る場合があります。
かんがいチューブなどの目詰まりにご注意ください。

～通水停止から通水再開までの水管理について～

- 工事や調査の際は、池田取水工からの取水停止または工事箇所によっては放水工からの放水により、工事作業区間の水を抜きます。
 - *吉野川北岸用水は、1本に繋がった水路であり、水を放水できる施設や貯水できる施設が限られていることから、基本的に「工事区間のみ水を止め、他の区間では水を流す」ということができません。
 - 幹線水路内にある数カ所のゲートや調整池の出入口、分水工を閉めることで、工事区間に影響がない他の区間の水をできるだけ貯留し、水位を保っています。
 - *幹線水路やその一部である調整池の水位が下がってしまうと、通水再開時、水路や池に水が貯まるのに余分に時間がかかり、末端で水が出るまでに時間がかかってしまいます。
 - *取水を停止してもすぐに水が使用できなくなるのではなく、水路内に水が残っている間は、その水がなくなるまで使うことができます。
 - 通水再開に合わせて、上記で貯めていた水を下流に流すことで、下流までの水の到達時間を短縮しています。
 - *通水再開時は、支線水路(管水路)が空状態になっているため、水を一気に送ると管の破裂や損傷の恐れがあります。そのため、少しずつ支線水路に水を流し、慎重に水張りをしています。
- 水が使用できるようになるまで時間はかかりますが、事故等を起こさず、確実に水を届けることができるよう通水再開作業を行っています。



通水停止のお知らせについて

吉野川北岸用水の通水停止にあたっては、市町の広報紙及びケーブルテレビ等により組合員の皆様にごできる限り周知するよう努力しておりますが、**非かんがい期(10月11日～翌年4月15日)**に、施設園芸等に北岸用水を利用される方は、**あらかじめ申し込みにて、通水停止日程等を直接ご連絡させていただきます。**今後、個別に通水停止の連絡をご希望の方は吉野川北岸土地改良区にお申し出ください。

連絡先：吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 電話番号：0883-35-5270



事務局からのお知らせ



令和4年度賦課金について

賦課金通知書発行：7月20日 納入期限：9月30日 口座振替日：8月25日

- ・ 賦課金を9月30日までに完納されると奨励金として10%の還付が受けられます。
- ・ 納入期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分がなされることがあります。
必ず納入期限までに納入してください。
- ・ 賦課対象地明細書は当該年度の4月1日が基準日となります。

* 賦課金納入は便利な口座振替をおすすめします !!

- 金融機関窓口へ支払いに行く手間がなくなるので、平日お仕事でお忙しい方におすすめの納入方法です。また、納入忘れがなく安心して奨励金の還付を確実に受けられます。
- 以下の金融機関で口座振替がご利用できます。ご希望の方は当改良区までご連絡ください。
 - ・ 阿波みよし農協 ・ 美馬農協 ・ 阿波市農協 ・ 麻植郡農協 ・ 板野郡農協
 - ・ 阿波銀行 ・ 徳島大正銀行 ・ 四国銀行 ・ ゆうちよ銀行
- 事務費削減のため、引落口座の通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行いたしますので、ご連絡ください。
- 口座振替をご利用の方は、振替日前までに口座の残高をご確認ください。

* こんなときは必ず土地改良区へ通知をお願いします !

- 【1】 農地や組合員に異動があったとき → 「組合員資格得喪通知書」
- ・ 農地の異動（売買、賃借、交換、贈与） ・ 住所を変更した
 - ・ 組合員が亡くなった（相続） ・ 経営交代した など

※滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納がある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか土地改良区へご確認ください。

- 【2】 農地を転用するとき → 「農地転用等の通知書及び地区除外申請書」
- ・ 農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知と決済金が必要になります。
 - ・ **公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要です。**
 - ・ 令和4年度の決済金額は 60,000円/1,000㎡ です。
 - ・ 事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。
- 【3】 農地の分合筆、面積の増減等があったとき
- ・ 農地の分合筆や錯誤等による面積の増減があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。

ご注意ください！

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更ができません。
通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。

通知書類（組合員資格得喪通知書、地区除外申請書等）の様式は、ホームページからも印刷してご利用いただけます。また、ご希望の方には郵送いたしますので当改良区へご連絡ください。



よくあるご質問



◇ 維持管理賦課金について

三好市（池田町）の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の附帯施設（分土工、水位調整ゲート等）の維持管理費として、地区内にある農地につき年に一度組合員の方々から納入いただいているものです。
(土地改良法第36条)

◇ 吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取水工・分土工などの附帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

◇ 吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により、国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり、土地改良法第3条に規定されている資格者（農地の所有者または耕作者）を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格に係る権利義務は、組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者等の新資格者に承継されます。また、売買などにより農地を取得された方にも同様に権利義務が承継されます。
(土地改良法第42条第1項)

◇ 組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

◇ 水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う・使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

◇ 耕作できなくなったらどうしたらいいの？

各市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

◇ 農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアを管轄としており、範囲が広いので地区除外事務手続きを各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は、各農業委員会にてお手続きをお願いします。

なお、地区除外の際には決済金が必要です。

◇ 決済金とは？

土地改良法第42条第2項（決済の義務）により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納入いただくものです。

◇ 滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し地方税の例により滞納処分を行っています。
(土地改良法第39条)

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付についてご相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

吉野川北岸土地改良区の取組み

多面的機能補助金

組合員の負担を少しでも軽減するために、地区内の土地改良区に対して次のような補助を行っています。(但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助対象になりません。)

● ポンプ配水地区への補助 補助率：25%以内

国営、県営、団体営施行以上のポンプ施設を対象に、維持管理に要した電気料金・油脂代・電気保安協会への委託費に対して補助を行っています。

● 既存水源の有効利用についての補助 補助率：37.5%以内

地区内土地改良区が管理するため池、河川取水工及び導水路の草刈り・浚渫等維持管理に要した経費に対して補助を行っています。

ため池などの農業用水は、生態系や自然環境の保全など多面的機能を発揮しており、地域全体で守っていく必要があります。



21世紀土地改良区創造運動

令和3年11月11日、美馬市脇町の江原南小学校において、3年生児童を対象に「吉野川北岸用水」について出前授業を行いました。

これは児童が「みのり」をテーマに校区内に流れている水路の水はどこから流れてくるのか調べており、その謎を解明するため、吉野川北岸土地改良区と吉野川北岸二期農業水利事業所が招かれたものです。

授業では、農業用水の役割や、その水がどのようにして自分たちの地域に運ばれてくるのかなどを学びました。北岸用水の水路の大きさや流れる水の量に驚いた様子で、「水路が壊れたらどうやって直すのか」や「北岸用水にはどれくらい生き物がいるのか」などの質問も出ました。今後、子どもたちが農業や自然環境に関心を持ってくれることを期待しています。

吉野川北岸土地改良区では、「吉野川北岸用水（農業用水）」について理解を深め、水の尊さを学んでもらうことを目的に、施設見学等も随時実施しています。



- 本年度から、阿波町内で水位調整施設改修工事が行われるなど国による二期事業が本格的に着工となりました。当土地改良区といたしましても、関係機関と協議をしながら着実に事業を推進していきたいと思っております。また改良区運営につきましても、今後も事務経費縮減に努め、農家の負担軽減に積極的に取り組むとともに、今年も無事故で事業に取り組んでまいります。
- 当土地改良区のホームページでは吉野川北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関することを随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは右に記載のURLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水土里ネット

水土里ネット吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地

TEL (0883)35-5270

FAX (0883)35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人を結び地域を守る

吉野川北岸用水の通水停止等について

◆施設の機能保全について

北岸用水は、三好市から板野町に及ぶ長大（延長69.2km）な幹線水路で、水路勾配が緩く土砂が溜まりやすい構造です。1年に数回、排泥工、土砂吐の操作をし土砂を取り除いています。

また、老朽化している施設の延命のため、非かんがい期に通水停止等を行い、幹線水路及び調整池の土砂浚渫、機器補修等を行っているほか、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」の調査・工事も行われていますので、ご理解、ご協力をお願いします。



◆台風、大雨による通水停止等について

水質保全、土砂流入防止のため、台風、大雨など池田取水口（吉野川）が濁っている時は、やむを得ず池田取水口からの取水を停止するか取水量を減らす場合があります。台風、大雨がおさまった後は、すぐに水が使えない場合がありますが、早急に対処をしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

隔日給水について

本年も従来どおり4月中旬から5月31日の間は隔日給水を実施します。

裏面を確認してください。

※上板町・板野町の配水日は偶数日です。



北岸用水からのお願い



- 4月、5月は池田ダムからの取水量が少なく、全域で使用するには不足します。
- 北岸用水は補給水です。地区内のため池・河川の水を優先して利用してください。
- 金曜、土曜、日曜、祝祭日は水の使用が集中しますので極力、平日に代掻き作業等を行ってください。
- 普通期米の代掻き作業等は6月1日以降に実施してください。
- 除草剤散布は配水日程表に従って実施してください。

今年度も秋冬期に通水停止を伴う調査・工事等を予定しております。事前に組合員の住所、氏名をご連絡いただきますと、事務局より通水停止を直接ご連絡させていただきます。

通水停止等に関する問い合わせ
吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 TEL.0883-35-5270

令和4年度組合別早期米用水配水日程表(4月16日～5月31日)

Aグループ (奇数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称					
三好市	池田町	全地区					
	三野町	全地区					
東みよし町		全地区					
美馬市	美馬町	東鍋倉、美馬中央、天神、妙見、郡里					
	脇町	野村、井口、小星、江原、猪尻、江西、宇田					
阿波市	阿波町	長峰、伊沢開拓(下)、東条、伊沢、西原、伊沢東原、柳谷、古養水、東北共同施工					
	市場町	大俣1号、大俣2号、大俣3号、法寺、山路、宇佐、弁天池、原、遠光、蛭子					
	土成町	浦ノ池、大場、松原、神ノ木、中津、井出頭、新ノ池、大木、九頭宇谷、土成中、土成、熊谷、鈴川、大法寺、車谷、矢松、竹ノ花、新居池、一本杉、土成北部、昭和、梶尾、坂尻一本松、御所					
	吉野町	全地区					
取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
							4月17日
		4月19日		4月21日		4月23日	
	4月25日		4月27日		4月29日		5月1日
		5月3日		5月5日		5月7日	
	5月9日		5月11日		5月13日		5月15日
		5月17日		5月19日		5月21日	
	5月23日		5月25日		5月27日		5月29日
	5月31日						

Bグループ (偶数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称					
美馬市	美馬町	田辺、中上、城、中山、里西屋敷、境目、宮前、中筋、竹ノ内、滝下、黒地、重清妙見、平和、川久保、中川、門畑、重清、東重清、荒川、西鍋倉					
	脇町	中岩倉、上ノ原、岩倉、新町、馬木、助松、佐城、上野、北庄					
阿波市	阿波町	名東ノ岡、赤坂、五明、松川内、善地、イクシ、東林、東川原、釜谷、西林、北岡、切戸、医王寺、桜ノ岡、土柱、薬師谷、伊沢開拓(上)、正広、伊沢北部、川久保、三本柳、医王寺揚水、旭、川添、久勝西部、中井西ノ川、別埜池、上池、勝命、下喜来					
	市場町	敷地、窪二俣、上喜来、高西、八坂、金清、千田前、善入寺島、大西、山野上西部、阿波市場、上野段南部、池谷、香美、古田西、北台、西原、末広、新田、喜蓮池、池ノ本、山野上、東原、切幡、新ノ池、大石、姥ヶ谷、大野島、伊月、九頭宇谷					
	土成町	万代、指谷、秋月、中筋、日吉、大畑、山田池、佐古山麓、山王子、前田、西谷、十楽寺、高尾					
吉野川市	川島町	善入寺島					
上板町		全地区					
板野町		全地区					
取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
						4月16日	
	4月18日		4月20日		4月22日		4月24日
		4月26日		4月28日		4月30日	
	5月2日		5月4日		5月6日		5月8日
		5月10日		5月12日		5月14日	
	5月16日		5月18日		5月20日		5月22日
		5月24日		5月26日		5月28日	
5月30日							

この日程表は早期米の作付けにご利用ください。

※この用紙は、事業の円滑な実施のためすべての組合員の方に送付させていただいております。
広報紙記載の「事務局からのお知らせ」をご覧ください、届出が必要な方のみご返送ください。

組合員資格得喪通知書

記入例

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記入日を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

死亡の場合は
必要なし。

現資格者の住所・氏名を
ご記入ください。

現資格者
(現組合員の方)

住所
氏名

阿波市阿波町中坪34番地4
水土太郎

押印

組合員番号 押印してください。

新資格者の記入欄
記載漏れのないようご記入
ください。

※法人の場合は法人名と代
表者の氏名及び生年月日も
必ず記入してください。

新資格者
(新組合員の方)

郵便番号
住所
氏名
生年月日
自治会名
電話番号

〒771-1706
阿波市阿波町中坪38番地
北岸次郎
大正・昭和平成〇〇年〇〇月〇〇日生
三共
0883 - 35 - 5270

北岸

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町名	大字	字	地番	地目	用途	地積	備考

現資格者から新資格者に得喪の対象となる土地を記載してください。

死亡・相続・贈与等で、現資格者の土地すべてが対象の場合は、
「チェックマーク」を入れてください。

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (該当するものに○印をお願いします。)

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲
賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他()

該当するものに○印をお願いします。
該当する項目がない場合はその他に記載
してください。

(2) 時期

令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記原因となった時期を記載
してください。

照合	確認	修正	受付

この通知書に記載の個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用し、
それ以外を目的とした利用は致しません。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令 和 年 月 日

現資格者 住 所

氏 名 印

組合員番号 _____

新資格者 郵便番号 〒

住 所

氏 名 印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

自治会名

電話番号 — —

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町 名	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	備 考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (該当するものに○印をお願いします。)

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲

賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他()

(2) 時期 令和 年 月 日

照合	確認	修正	受付